

昭和村学童クラブ 利用案内



社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

TEL 20-1126

FAX 24-5161

○学童クラブとは

昭和村学童クラブは、昼間保護者のいない家庭の小学校児童（以下「放課後留守家庭児童」という。）等に対して、健康増進と健全育成を図ることを目的としています。

○対象児童

学童クラブの対象児童は「放課後留守家庭児童」とし、本会会長が認めた者。

○開所日

- ・原則月曜日～土曜日

○開所時間

- ・平日 午後１時３０分～午後６時３０分まで
 - ・学校休校日 午前８時００分～午後６時３０分まで
- ※学校行事等で下校時間が早くなった場合には対応いたします。
- ※延長保育は行いません。必ず午後６時３０分までにお迎えをお願いします。
- ※全ての児童が帰宅した場合、開所時間内でも閉所する場合があります。

○閉所日

- ・日曜日、国民の祝日、振替休日
- ・８月１３日から８月１５日まで
- ・１２月２９日から翌年１月３日まで

○保育の種類について

- ・通年保育
１ヵ月～１年を通して概ね１月に１０日以上利用する児童
- ・一時保育
数日間だけの利用や冬休み、春休みなど一時的に利用する児童
保護者の方の疾病や冠婚葬祭、リフレッシュなどにもご利用になれます。
※一時保育の利用期間は２ヶ月となっておりますので継続してご利用されたい場合は再度申込みが必要となります。
- ・夏休み保育
夏休み期間中に利用する児童

○入会・退会について

- ・申込受付後、内容を確認し適当と認められた場合、社協会長名で入会許可書を発行します。
 - ・入会期間中に利用を中止する場合は速やかに退会届を提出して下さい。用紙は学童クラブにあります。
- ※通年保育で２ヵ月以上利用がない場合は自動的に退会扱いとなります。

○保育料について

- ・保育料は１ヵ月単位（毎月１日～月末）で計算します。
- 通年保育 月額 １０，０００円
- 但し、月の利用日数が１０日未満の場合は一時保育と同じ保育料となります。
- 一時保育（夏休み保育） 日額 １，０００円

但し、月の利用日数が１０日以上の場合は通年保育と同じ保育料になります。

・減額について

兄弟姉妹同時利用の場合は二人目又は利用日数の少ない方を減額します。

通年保育 月２，０００円 一時保育 １日２００円を減額

一人親家庭は一児童につき

通年保育 月２，０００円 一時保育 １日２００円を減額

※家族構成に異動があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

○保育料の納入方法について

- ・保育料は原則下記の指定金融機関からの口座振替です。

利根郡信用金庫

ゆうちょ銀行

利根沼田農業協同組合

- ・手続方法

学童クラブを初めて利用される保護者には、預金口座振替依頼書をお渡しします。

預金口座振替依頼書に必要事項を記入し上記の指定金融機関へ提出してください。

お手数料をおかけしますが、依頼書の手続きは早急をお願いいたします。

※振替口座の変更を希望される方は同様の手続きが必要となります。

- ・口座振替日

毎月１５日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に前月保育料を口座振替します。

- ・その他

保育料の口座振替通知は事前になく、口座振替終了後領収書を発行します。

２ヵ月以上保育料の納付を滞納した場合は自動的に退会扱いとなります。

○保険について

- ・新年度最初の入会時に社会福祉協議会にて加入手続を行います。
- ・保険制度が年間（４月１日～翌年３月３１日）の傷害・賠償補償となるため、利用回数を問わず、保険料は年間掛金８００円を負担していただきます。
- ・保険料は初回保育料と一緒に口座振替します。
- ・入会后、利用がなかった場合も保険料はお支払いいただきます。

○送迎について

- ・昭和村学童クラブ入会申込書兼台帳の「児童の迎え状況」に記載の無い方がお迎えの場合、必ずべんりノート等によりご連絡をお願いします。安全確保のために連絡がとれるまで児童を学童でお預かりします。
- ・学校休校日の登所の際は、必ず保護者の方が児童と一緒に学童の玄関までお越しください。

○お休み等の連絡について

- ・以下の場合には必ず学童クラブに保護者にご連絡ください。
平日に体調不良などで学校をお休みした時
平日に学校へは登校したが学童を休む時
学校休校日にお休みする時（前日または当日の９時まで）
土曜日の利用を希望する時（利用者がいない場合閉所することもあるため、緊急時を除き前日までに）

※学童クラブ開所時間帯にご連絡ください。開所時間外はFAX、留守番電話をご利用ください。

※土曜日の利用を希望する時はべんりノートによる連絡でも構いません。

○学校閉鎖や学級閉鎖等の緊急時の対応について

- ・インフルエンザなどによる学校閉鎖等の場合は学童クラブも閉所です。
- ・インフルエンザなどによる学級閉鎖または授業短縮時、対象クラスの児童は自宅にて安静ですので原則学童クラブの利用は出来ません。
- ・台風等災害による学校閉鎖または授業短縮時は状況に応じ対応します。

○伝染病と出席停止について

- ・学校の指示で出席停止となる伝染病（インフルエンザ、百日咳、麻疹、おたふくかぜ、風疹、水疱瘡等）に感染した場合、学童クラブも利用できません。病気が治癒し、学校休校日に学童クラブを利用する場合は医師による全治証明書の提出が必要です。用紙は学童クラブにあります。また、学校に提出する証明書の写しでも構いません。

※各学校で対応が変更になった場合は、学校の対応に準じさせていただきます。

○震度5弱以上の地震等災害発生時の対応について

①児童への対応

- ・当日の全ての活動は中止し、臨時休業とします。
- ・利用中の児童の引き渡しを実施します。

②保護者への対応

- ・保護者は速やかに学童クラブへお迎えをお願いします。
- ・保護者が迎えに来るまで児童は学童クラブでお待ちします。

③学校との連携

- ・安全で円滑な引き渡しができるよう学校と情報を共有します。

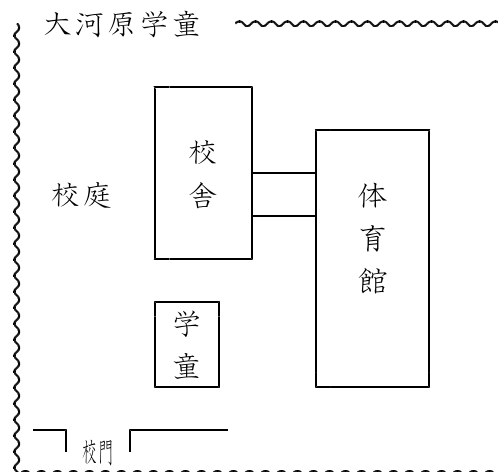
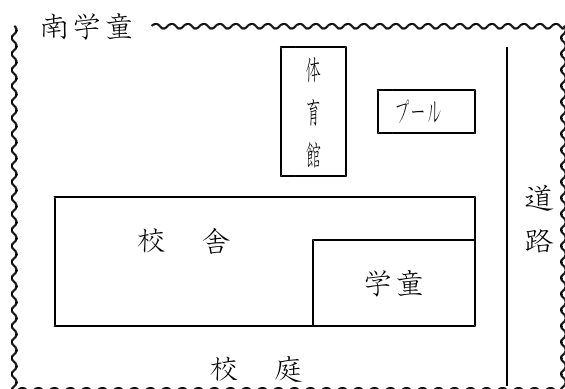
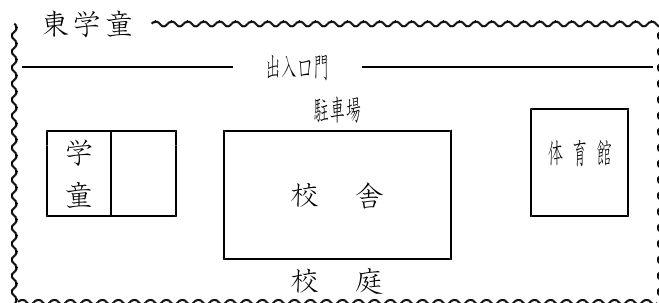
○メール一括送信システムの登録について

- ・緊急時その他学童クラブに関する必要な情報をメールで一括送信するシステムを導入しています。メールを受信するためには登録が必要です。災害等緊急時の連絡方法の一つとして使用しますので、全員の登録をお願いします。なお、登録いただいた情報については本システム以外での使用はしません。

○その他

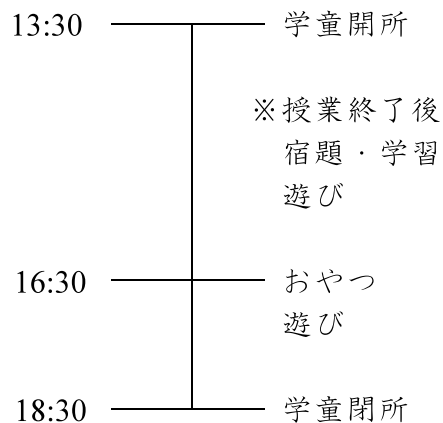
- ・毎月の行事や持ち物等の連絡事項は毎月の学童のたより等でお知らせします。
- ・食品の安全問題対策として指導員によるおやつのおやつ検食を実施しています。
- ・学校休校日は特別な連絡がない限りお弁当を持たせてください。長期学校休校日には、お弁当（有料）の注文を承る予定です。
- ・入会申込書の記載事項（住所、電話番号、家族構成、緊急時の連絡先、児童の迎え状況等）に変更があった場合は速やかに昭和村学童クラブ台帳記載事項変更届出書に必要な事項を記入のうえ、提出してください。用紙は学童クラブにあります。

○学童クラブの場所

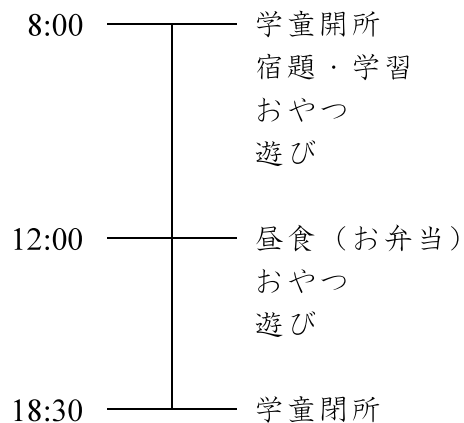


○学童クラブのおもな流れ

平日



学校休校日



※行事やその日の状況により変更になる場合があります。

詳しくは各学童クラブ又は社会福祉協議会へご連絡下さい。

管理運営

東学童クラブ

昭和村大字系井 1 2 8 7

2 2 - 7 2 6 0

南学童クラブ

昭和村大字川額 1 2 3

2 4 - 6 2 5 3

大河原学童クラブ

昭和村大字系井 5 4 5 5 - 3 5 4

2 4 - 7 7 7 8

昭和村社会福祉協議会

昭和村大字系井 6 2 4

2 0 - 1 1 2 6